

令和元年房総半島台風等 への対応に関する検証 (関連資料 1)

目 次

1 設置要綱

- (1) 令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム設置要綱 . . . 1
- (2) 令和元年台風15号等災害対応検証会議設置要綱 3

2 検証会議 会議概要

- (1) 第1回会議概要 5
- (2) 第2回会議概要 16
- (3) 第3回会議概要 38
- (4) 第4回会議概要 58

3 市町村アンケート 73

4 災害に対する取組

- (1) 台風15号による災害に対する取組について(10月14日) 94
- (2) 台風19号及び10月25日の大雨警報による災害に対する取組
について(11月13日) 114

5 被害報

- (1) 令和元年台風15号(第119報)及び台風19号(第62報)
について(令和2年3月19日) 138
- (2) 令和元年10月25日の大雨警報について(第54報)
(令和2年3月19日) 144

6 令和元年台風第15号等による被害に伴う災害救助法の適用について . . 149

7 災害対策本部事務局配置図 152

令和元年台風１５号等災害対応検証プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第１条 令和元年台風１５号、１９号及び２１号に伴う大雨による千葉県内の災害（以下「台風災害」という。）に係る県の対応について検証を行うため、令和元年台風１５号等災害対応検証プロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）を設置する。

(組織)

第２条 ＰＴは、別表第１に掲げる者（以下「ＰＴ構成員」という。）をもって構成する。

２ ＰＴにリーダー（以下「ＰＴリーダー」という。）を置き、総務部次長を充てる。

(所掌事務)

第３条 ＰＴは、次に掲げる事務を所掌する。

（１）台風災害における県の対応に係る検証

（２）（１）の検証により明らかとなった課題に対する対応策のとりまとめ

（３）検証結果及び課題に対する対応策の防災危機管理部への引継ぎ

(会議)

第４条 ＰＴの会議は、必要に応じ、ＰＴリーダーが招集する。

２ ＰＴリーダーは、必要に応じ、ＰＴ構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

３ ＰＴの会議の議事は、ＰＴリーダーが進行する。

(ワーキングチーム)

第５条 ＰＴの所掌事務を円滑に推進するため、ＰＴの下にワーキングチーム（以下「ＷＴ」という。）を設置する。

２ ＷＴは、別表第２に掲げる者（以下「ＷＴ構成員」という。）をもって構成する。

３ ＷＴにワーキングリーダー（以下「ＷＴリーダー」という。）を置き、総務部行政改革推進課長を充てる。

４ ＷＴの会議は、必要に応じ、ＷＴリーダーが招集する。

５ ＷＴリーダーは、必要に応じ、ＷＴの会議にＷＴ構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

６ ＷＴの会議の議事は、ＷＴリーダーが進行する。

(事務局)

第６条 ＰＴ及びＷＴの事務局は、総務部行政改革推進課に置く。

(その他)

第７条 この要綱に定めるもののほかＰＴ及びＷＴに関する必要な事項は、ＰＴリーダーが別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

別表第1 (PT構成員)

部 局 庁	PT構成員
総務部	次長
総合企画部	次長
防災危機管理部	次長
健康福祉部	次長
環境生活部	次長
商工労働部	次長
農林水産部	次長
県土整備部	次長
出納局	局長
企業局	管理部長
病院局	副病院局長
教育庁	学校危機管理監

別表第2 (WT構成員)

部 局 庁		W T 構成員
総務部	総務課	副課長
	行政改革推進課	課長
		特別監察室長
総合企画部	政策企画課	政策室長
防災危機管理部	防災政策課	政策室長
	危機管理課	災害対策室長
健康福祉部	健康福祉政策課	政策室長
環境生活部	環境政策課	政策室長
商工労働部	経済政策課	政策室長
農林水産部	農林水産政策課	政策室長
県土整備部	県土整備政策課	政策室長
出納局		副局長
企業局管理部	総務企画課	政策・広報室長
病院局	経営管理課	経営企画戦略室長
教育庁教育振興部	学校安全保健課	主幹

令和元年台風１５号等災害対応検証会議設置要綱

（目的）

第１条 令和元年に発生した台風１５号、１９号及び２１号に伴う大雨による千葉県内の災害に係る県の対応について検証し、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資するため、令和元年台風１５号等災害対応検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

なお、検証会議は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する附属機関の性質を有しない。

（構成員）

第２条 検証会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

２ 構成員の任期は、前条に規定する事項の検証が終了する日までとする。

（検証事項）

第３条 検証会議は、次に掲げる事項について検証する。

（１）令和元年台風１５号、１９号及び２１号に伴う大雨における千葉県の災害対応に関する事項

（２）その他（１）の検証のために座長が必要と認めた事項

（座長）

第４条 検証会議に、座長を置く。

２ 座長は、構成員の互選により決定する。

３ 座長は、検証会議を統括し、検証会議の議長を務める。

４ 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を行う。

（会議）

第５条 検証会議は、必要に応じ、総務部長が招集する。

（事務局）

第６条 検証会議の事務局は、総務部行政改革推進課に置く。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、検証会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年１１月２０日から施行する。

別表

氏 名	所属・役職	専門分野
おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長	報道機関
しげかわ き し え 重川 希志依	常葉大学社会環境学部 社会環境学科教授	人材育成
せきや なおや 関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 准教授	情報伝達
つぼき かずひさ 坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所教授	気象
べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	災害対応マネジメント
やまね やすお 山根 康夫	千葉県市長会事務局長 千葉県町村会常務理事	市町村連携
よしい ひろあき 吉井 博明	東京経済大学 名誉教授	災害危機管理全般